

## 御嵩町訓令甲第33号

### 御嵩町消防団協力事業所表示制度実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、御嵩町消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付することにより、当該事業所等の信頼性及び防災意識の向上を図り、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進に寄与することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 町長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した当該事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 消防団活動に協力する証として交付する消防団協力事業所表示証(別記様式第1号。以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長、自治会長その他の消防団活動を支援する者をいう。

#### (認定申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、御嵩町消防団協力事業所認定申請書(別記様式第2号)により町長に申請するものとする。

2 消防団長等は、消防団活動に協力している事業所等について、御嵩町消防団協力事業所認定推薦書(別記様式第3号)により町長に推薦することができる。

#### (認定基準)

第4条 町長は、前条の規定により申請し、又は推薦された事業所等が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、当該事業所等を協力事業所として認定するものとする。

- (1) 消防団に所属する従業員が在籍している事業所等(他の市町村にある事業所等で、当該従業員が御嵩町消防団員でないものは除く。次号において同じ。)
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時、訓練時等に事業所等の資機材等を御嵩町消防団に提供するなど地域における消防防災力の充実強化に特に寄与していると認める事業所等

2 町長は、事業所等が前項第3号に該当すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、当該事業所等を協力事業所として認定することができる。

#### (認定通知及び表示証の交付)

第5条 町長は、前条の規定により事業所等を協力事業所として認定するときは、当該事業所等に対し、御嵩町消防団協力事業所認定通知書(別記様式第4号)により通知するとともに、表示証を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、当該他の市町村長と連名で表示証を交付することができるものとする。

3 町長は、事業所等を協力事業所として認定しないときは、当該事業所等又は推薦者に対し、御嵩町消防団協力事業所不認定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（表示証の表示）

第6条 協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に表示することができる。

(1) 協力事業所の敷地、建物等

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板及び電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

2 協力事業所は、必要に応じて表示証の寸法を同率に拡大し、又は縮小して表示することができる。

（表示有効期間）

第7条 表示証の有効期間は、原則として、認定の日から起算して2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合の表示の有効期間は、その交付を受けた日から起算して2年とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等は、速やかに表示証を町長へ返還するとともに、前条の規定による表示を中止しなければならない。

3 町長は、認定の日から起算して2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意志を確認した上で、認定を更新することができるものとする。

（認定の取消し）

第8条 町長は、協力事業所が事業を廃止し、若しくは休止したとき、第4条第1項各号の基準を満たさないこととなったとき、又は偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたときその他協力事業所としての活動が適当でないと認めるときは、当該協力事業所の認定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により協力事業所の認定を取り消したときは、御嵩町消防団協力事業所認定取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

3 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を町長へ返還するとともに、第6条の規定による表示を中止しなければならない。

（協力事業所の公表）

第9条 町長は、協力事業所の名称及び御嵩町消防団への協力内容その他の事項について、広報紙、ホームページ等により公表するものとする。

（協力事業所の表彰）

第10条 町長は、協力事業所を御嵩町表彰規程（昭和50年規則第13号）に基づき表彰することができる。

（表示証交付整理簿の備付け）

第11条 町長は、御嵩町消防団協力事業所表示証交付整理簿（別紙様式第7号）を

備え付け、協力事業所の名称、住所、表示証の有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。